

大津市ガス特定運営事業等 運営権者への指導等における改善等の経過一覧

令和5年9月28日現在

対応 No.	報告書 No.	報告年度	モニタリング事項等	対応日 (通知等)	区分	内容	運営権者の対応	経過状況	完了区分	完了日
1	R1-3 R1-4 R1-5 R1-6	令和元	・ガス導管業務に関する事項 ・LPガス業務に関する事項 ・水道業務に関する事項 ・非常時及び緊急時の対応に関する事項	令和元年 10月30日	改善指導	要求水準書（P64）別紙3 施設及び備品等貸与条件（1）基本的事項（イ）に示す貸与物件の管理台帳の作成がされていない。	貸与物件管理台帳及び同管理規程の作成を実施	令和元年10月25日 ・本市による現地確認にて事象確認 令和元年10月30日 ・運営権者へ業務改善指導を実施 令和元年11月7日 ・改善にあたっての協議を実施 令和元年11月15日 ・運営権者が是正計画を策定 令和元年11月18日 ・提出された是正計画について承諾 令和元年11月29日 ・運営権者から対応完了の報告を受ける ・同日に本市にて是正を確認	完了	令和元年 11月29日
2	R4-3	令和4年	・ガス導管業務に関する事項	令和5年5月 11日	改善指導	【契約内容未達事象】 セルフモニタリング確認様式において、運営権者における評価が「良好」となっているにも関わらず、本市が確認した結果、要求水準書（P.27）3.4ガス工作物等の検査及び点検等業務のうち、3.4.8本業務における結果の記録と報告に定める水取器点検業務における作業完了時の提出書類「水取器台帳（原本）」への調査結果の記入がなされていない。 【指導内容】 上記事象の要因の一つとして、運営権者におけるセルフモニタリングが適切に実施されていないと考えているため、全ての業務において以後のセルフモニタリングが適切に実施されることが確認できるよう、是正計画の策定を求める。	・水取器台帳（原本）への調査結果の記入については、本市が事象確認後速やかに対応済。 ・指導内容に対する対応については、以下のとおり。 セルフモニタリング実施計画書の再確認、附帯業務進捗確認及び対応記録表の作成、モニタリング項目の進捗確認会議の実施	令和5年4月10日 ・本市による書類による確認にて事象確認 令和5年5月11日 ・運営権者へ業務改善指導を実施 令和5年5月31日、令和5年6月8日 ・改善にあたっての協議を実施 令和5年6月23日 ・運営権者が是正計画を策定 令和5年6月28日 ・提出された是正計画について承認（是正期限令和5年8月31日） 令和5年8月31日 ・運営権者から対応完了の報告を受ける 令和5年9月28日 ・本市にて是正を確認	完了	令和5年 9月28日